ポートアイランド北公園の賑わい創出に向けた社会実験
釣りエリアの運営事業者　募集要項

１．目的

神戸市（以下、「本市」）では、港湾緑地の賑わい創出に取り組んでいます。本社会実験は、ポートアイランド北公園（以下、「公園」）において、民間事業者のノウハウや活力を生かした新たな賑わいづくりの可能性を検証するものです。公園内の「釣りエリア」において、実験期間中、釣りエリアの運営を実施していただくことにより、利用者ニーズや事業性を把握し、将来的な事業化の検討に向けた諸条件の整理等を行うことを目的としており、本市と連携して社会実験を実施していただける事業者（以下、「事業者」）を募集します。

２．スケジュール

社会実験のスケジュールは、次のとおりです。

日程	内容
2026 年 11 月 5 日（木）	募集要項の公表
2026 年 11 月 12 日（木）	質問受付期限
2026 年 11 月 16 日（月）	質問回答
2026 年 11 月 19 日（木）	申込受付期限
2026 年 11 月 25 日（水）	事業者決定【抽選日】
使用許可日～2027 年 6 月 30 日（水）	社会実験の実施
実験終了日（延長した場合は延長後の終了日）から 1 か月以内	実績報告書の提出 （必要に応じてヒアリングを実施）

３．社会実験区域【釣りエリア】

公園のうち、約 1,700 ㎡（図-1 参照）。

（参考）公園の概要

名　称　　ポートアイランド北公園
公園種別　　港湾緑地（港湾法）
所在地　　神戸市中央区港島２丁目及び３丁目地先
駐車場　　60 台、24 時間、160 円/時間

４．募集内容

（１）募集要件

社会実験の目的を達成するため、以下のとおりとします。

① 提出者要件

・責任をもって釣りエリアの社会実験を行うため、過去 10 年以内に、護岸等での有料の海釣り施設を 1 年以上、運営した実績があること。複数の者による共同企業体により申し込む場合は、運営を主導する者が実績を有すること。

・また、以下の事項に該当する場合、申し込むことはできません。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当するもの
2. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
3. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされているもの
4. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
5. 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
6. 神戸市指名停止基準要綱（平成６年６月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
7. 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年５月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
8. 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

② 運営要件

ア 釣りエリアの運営

・釣り針や餌の放置による怪我や臭いなどの問題に対応するため、開場時間中は現場に 1 名以上、配置して運営すること。

・適切な管理を行える事業性を評価するため、利用者から利用料金を徴収すること。なお、料金は神戸市内の他の釣り施設を参考とし、事業者が本市の承諾を得て設定するものとします。

・運営及び管理拠点となり、かつ「イ」のサービス提供拠点ともなる拠点施設を公園内に設置すること。なお、拠点施設は、本市と協議のうえ、公園利用や周囲の業務船等の利用の支障とならない場所に設置してください。また、社会実験終了までに原状回復していただくため、仮設プレハブやユニットハウスなどの容易に撤去できるものとします。

イ 利便性の向上と利用者増につながるサービスの提供

・利用者の場所取りなどで混乱が生じないよう、事業者において定員を設定し、オンラインでの事前予約が可能な仕組みを構築すること。

・ビギナー層やファミリー層が来場しやすい環境とするため、釣り竿等のレンタルや餌・釣り具の販売を実施すること。

ウ 情報収集及び公表への同意

・将来的な事業化の検討に向け必要となる、「７（１）実績報告書の提出」に定める情報を収集し、本市が公表することに同意すること。なお、公表にあたって

は、神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）の規定に基づき、公にすることにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを除き、公表の対象とします。

（２）社会実験期間及び運営日時

・使用許可日から 2027 年６月 30 日まで（予定）。
なお、本市が実施する公園改修工事の状況により期間を延長できる場合があります。延長を希望する場合は、本市と協議のうえ、本市の承諾を得るものとします。

・釣りエリアは、原則として、社会実験期間中、準備・片付けを除く毎日運営するものとします。なお、気候による利用状況の変化等を踏まえて開場しない日を設ける場合は、事前に本市と協議のうえ、承諾を得るものとします。また、開場時間は、1 日 10 時間以上を目安としますが、季節や日出・日没等の状況等に応じて、事業者が設定できるものとします。

（３）社会実験に要する経費

・拠点施設の設置、釣りエリアの運営、清掃・ごみの処分、原状復旧に係る一切の費用は、事業者の負担とします。拠点施設に電気や水道などを引き込む場合は、本市と協議のうえ、既存の公園内のインフラ（水道・電源等）を利用できますが、引き込みにかかる費用及び光熱水費は事業者の負担とします。

・利用料金や物販等の収益は、事業者に帰属するものとします。

・社会実験のため、釣りエリア及び拠点施設設置に係る使用料は免除とします。また、事業者用の駐車スペースとして公園内の駐車施設 1 台分を確保し、かかる駐車料金も免除とします。

・本市から運営費等の助成はありません。

５．申込の受付及び事業者選定方法

（１）申込書受付期間

「２．スケジュール」参照。申込は受付期限の日の 17 時までとします。

（２）提出物

以下の提出書類に必要事項を記載し提出してください。

①申込書類

・参加申込書【様式１】
・運営要件チェックリスト【様式２】
・誓約書【様式３】
・社会実験計画書【任意様式】A4 サイズ、5 枚まで
運営要件への適合を確認するために使用します。実施体制や料金の収受方法、拠点施設のタイプ、予約方法、レンタル等の計画、緊急連絡体制など、具体的な実験の計画を記載ください。なお、パース等は必要ありません。

②様式の入手方法

・本市ホームページ
https://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/keieika1kakari/pikitakouenn_koubo.html

③提出方法

・Eメールにより、「８．申込・問合せ先」に提出。件名に「ポートアイランド北公園・釣りエリアの運営事業者募集」と明記ください。

・１者の申込は１回までとします。他のグループに参加しての重複申込は出来ません。

（３）質問

・質問がある場合は、質問受付期限までにEメールにより「８．申込・問合せ先」までお問い合わせください。件名に「ポートアイランド北公園・釣りエリアの運営事業者募集」と明記ください。

・質問に対する回答は、質問回答日にホームページに掲載します。

（４）事業者選定

・募集要件を満たしている提出者の中から、抽選により１者（1グループ）を事業者として決定するものとします。抽選は、提出者立会いの下、本市事務室にて行います（詳細は別途お知らせします）。

・選定結果は、事業者決定から速やかにすべての提出者に通知します。

（５）留意事項

・採用された申込書類は、「４（１）② ウ　情報収集及び公表への同意」と同様に取り扱います。

・提出にあたっては、事前に提出者の責任において港湾法、港湾施設条例その他関係法令等を確認し、社会実験の実施時における法令適合のリスクは提出者に帰属することとします。

・事業者は、次に掲げる事項に該当したときは、社会実験を実施できません。「６（１）使用許可の申請」に定める使用の許可を得た後でも同様です。

ア　申込内容に虚偽の記載があった場合

イ　募集要件を満たしていないことが判明した場合

ウ　その他、本社会実験の趣旨に照らして、本市が相応しくないと判断した場合

・申込後に辞退される場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出し、辞退理由を明記してください。

・抽選により決定した事業者が辞退する場合、他の提出者の中から、改めて抽選により１者（1グループ）を決定することがあります。

６．社会実験の実施

（１）使用許可の申請

事業者は、申込内容に基づき、社会実験開始にあたり、神戸市港湾施設条例第3条及び地方自治法第238条の４に規定する「使用の許可」を申請し、許可を受け

ていただきます。なお、本申請は書類上の不備がない場合、受理からおおむね 2 週間以内に許可します。

（2）社会実験の実施

社会実験の実施にあたっては、以下の点に留意ください。

① 日常管理

・定期的に清掃を行い美観維持に努めてください。
・発生するごみは事業者が適正に処理してください。
・利用者を誘導する案内板を設置するなど、利便性向上に努めてください。

② 安全管理

・小学校 3 年生以下の子供は、常時ライフジャケットの着用を必須とします。着用していない子供を発見した場合は、速やかに保護者へ正しい着用を促してください。ライフジャケットを持参していない子供には貸し出しをしてください。
・釣りエリアを明示し、公園利用者の安全確保に努めてください。なお、エリア明示に必要なコーン等の資材は本市が提供します。
・周辺水域に停泊する、もしくは航行する船舶に影響がでないよう、利用者に必要な注意喚起を行ってください。特に釣りエリア東面は近接して、船舶が係留します。船舶の損傷を防ぐため、落とし込みのみ可とし、キャスティングは禁止とします。
・釣りエリア外で、釣りを行っている方への注意喚起を行ってください。

③ 事故等への対応

・利用者の負傷、落水など事故が発生したときは、事業者は、人命の救援及び応急措置を最優先とし、必要に応じて消防、警察等へ通報するなど適切に対応してください。また、速やかに本市へ報告してください。
・社会実験の実施に起因して発生した損害は、本市の責めに帰すべき事由による場合を除いて、事業者自らの責任と負担において対応していただくこととなりますので、事業者において施設賠償責任保険等に加入してください。

④ その他

・住民や公園利用者からの苦情やトラブルがあった場合は、本市に共有したうえで、適切に対応してください。
・社会実験終了までに原状回復を行ってください。

（3）社会実験の中止

事業者は、運営や利用の状況によって、社会実験の中止を申し出ることができます。中止を希望する日の約 1 か月前までに、中止理由、中止希望日、利用者への対応方法を記載した中止届（任意様式）を本市に提出し、承諾を得てください。中止後は、速やかに拠点施設等を撤去するなど原状回復を行うとともに、実績報告を「7（1）② 社会実験終了後」に準じて提出してください。中止時の実績報告も 「4（1）② ウ 情報収集及び公表への同意」に記載のとおり、公表することがあります。

７．実績報告

社会実験の期間中及び終了後、以下の項目について集計のうえ報告してください。

（１）実績報告書の提出

① 毎月末（翌月の 10 日まで）

利用者数、利用者の居住地、利用形態（ファミリー、単身の別）

② 社会実験終了後

累計利用者数、利用者の居住地、利用形態（ファミリー、単身の別）
リピート率（社会実験期間中、2 回以上の来訪の有無）
収支状況　収入：利用料、物販収入
　　支出：初期投資（撤去費用等含む）、水道光熱費、消耗品費、
　　広告宣伝費、人件費等（各項目別に集計）

（２）ヒアリング

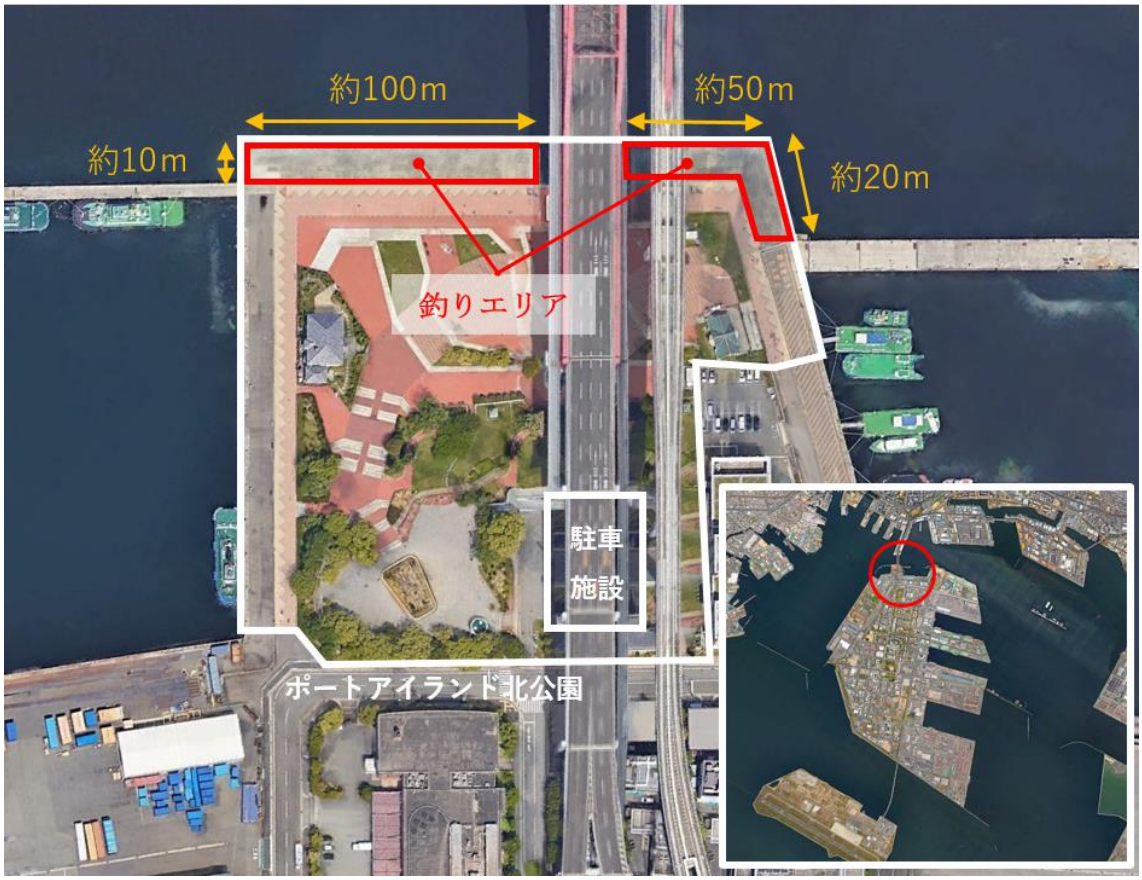
実績報告の内容を基に、必要に応じてヒアリングを行います。

（３）実績結果の公表

「４（１）② ウ　情報収集及び公表への同意」に記載のとおり、公表することがあります。

８．申込・問合せ先

神戸市 港湾局 経営課　佐々木・塚本
〒650-0046 神戸市中央区港島中町４－１－１　ポートアイランドビル７階
電話：078-595-6278（直通）　　Ｅメール：keieika@city.kobe.lg.jp



図−1　社会実験区域